

山梨県公報

第二十八号

令和元年

九月三十日

月曜日

目次

告示	二八七
公告	二八七
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二八七
○山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正	二八七
公告	二八七
○平成三十年度における人事行政の運営の状況について	二八七
○平成三十年度における人事委員会の業務の状況について	二八九
○国土調査の成果の認証	三〇六
○開発行為に関する工事の完了について	三〇六

告示

山梨県告示第百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 南アルプス市有野字北新田三千四百五十六番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

山梨県告示第百二号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額(平成十二年山梨県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月三十日

公告

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

●平成三十年度における人事行政の運営の状況について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二第一項の規定により任命権者から平成三十年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成30年	平成29年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		2,999	3,000	▲ 1
	再任用職員(常勤)		26	14	12
	任期付職員(常勤)		4	5	▲ 1
	小 計		3,029	3,019	10
教育・警察部門	正式任用		9,684	9,749	▲ 65
	再任用職員(常勤)		129	86	43
	任期付職員(常勤)		1		1
	小 計		9,814	9,835	▲ 21
公営企業等会計部門	正式任用		112	105	7
	再任用職員(常勤)		4	3	1
	任期付職員(常勤)				
	小 計		116	108	8
合 計			12,959	12,962	▲ 3

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成30年度)

職 種	区 分	採 用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		141	85	23	21	19	148
医 療 職		7	1	1	2	11	15
技能労務職		0	4	1	0	0	5
教 育 職		295	247	44	28	50	369
公 安 職		98	31	0	18	18	67
合 計 (構成比%)		541	368 (60.9%)	69 (11.4%)	69 (11.4%)	98 (16.2%)	604 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成30年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		42	66	528	2
教 育 職		0	82	87	0
公 安 職		3	10	129	0
合 計		45	158	744	2

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減 年数	主な増減理由
		平成30年	平成29年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	572	562	10	組織再編に伴う増
	税務	103	104	▲1	派遣減
	民生・衛生	789	790	▲1	事務事業の見直し等
	商工・労働	263	262	1	組織再編に伴う増
	農林水産	700	700	0	
	土木	580	579	1	業務執行体制の強化
	小計	3,029	3,019	10	
教育・警察部門	教育	7,838	7,869	▲31	児童生徒数の減少
	警察	1,976	1,966	10	警察官の欠員補充等
	小計	9,814	9,835	▲21	
公営会計部門 企業等	病院	0	0	0	
	企業局	108	108	0	
	その他	8	0	8	国民健康保険事業の部門見直し
	小計	116	108	8	
合計		12,959	12,962	▲3	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成30年度	H31.3.31 813,170人	千円 457,215,434	千円 3,443,369	千円 118,241,170	% 25.9%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
平成30年度	人 13,051	千円 54,855,438	千円 10,123,327	千円 22,103,137	千円 87,081,902 6,672

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成30年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.3		100.1

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別によりラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 333,076	円 412,214	歳 43.3	円 366,261	円 416,241	歳 44.5	円 310,513	円 414,726	歳 36.8

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	187,200円	198,400円	180,700円	192,400円
	高校卒	153,000円	162,900円	148,600円	157,000円
教育職 (小中学校)	大学卒	209,100円	221,500円	—	—
	高校卒	164,100円	177,500円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	209,100円	221,500円	—	—
	高校卒	164,100円	177,500円	—	—
公安職	大学卒	214,100円	226,600円	209,700円	222,400円
	高校卒	181,700円	195,000円	171,200円	183,400円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	264,655円	315,548円	358,655円
	高校卒	216,770円	269,550円	296,229円
教育職	大学卒	308,325円	351,975円	382,407円
	高校卒	240,840円	251,004円	260,416円
公安職	大学卒	284,020円	332,719円	377,223円
	高校卒	255,913円	301,378円	347,910円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	15	0.4%	16	0.5%	15	0.4%
8級	次長	53	1.6%	50	1.5%	54	1.6%
7級	課長・参事	84	2.5%	83	2.5%	77	2.2%
6級	課長・主幹	889	26.3%	921	27.3%	848	24.8%
5級	課長補佐	434	12.9%	410	12.1%	450	13.1%
4級	主査・副主査	706	20.9%	735	21.8%	862	25.2%
3級	主任	490	14.5%	460	13.6%	511	14.9%
2級	主事・技師	419	12.4%	411	12.2%	333	9.7%
1級	主事・技師	285	8.4%	289	8.6%	274	8.0%
一般行政職職員数		3,375	100.0%	3,375	100.0%	3,424	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

区分	山 梨 県			国		
期末手当	(平成30年度支給割合)			(平成30年度支給割合)		
	6月期	期末手当 1.225月分 (0.65)月分	勤勉手当 0.9月分 (0.425)月分	6月期	期末手当 1.225月分 (0.65)月分	勤勉手当 0.9月分 (0.425)月分
	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.95月分 (0.475)月分	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.95月分 (0.475)月分
勤勉手当	計	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.9)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.9)月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無		
1人当たり平均支給額	3,025千円	22,135千円				

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合
 ※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (30年度)	区分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.7 %
	支給職員1人当たり平均支給年額	52,809 円
	手当の種類(手当数)	33
手 当 の 名 称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,095,488千円
	職員1人当たり支給年額	357千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 10,000円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※ 16歳~22歳の子に対しては1人5,000円加算 3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 6,500円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 配偶者 月額6,500円 2 国と同じ 3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) <p>※ 100円未満は切り捨て</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～40,160円 (81km以上は、41,164円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～28,112円 (60km以上は30,120円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円が限度額 <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成30年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職		
A	B	C		108.4	106.8		
381,661 円 45.5 歳	363,142 円 43.1 歳	333,711 円 43.2 歳					

- ※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの
- ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	790,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成30年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.575 月分
	公営企業管理者	12月期 1.775 月分
	教 育 長	計 3.35 月分
	議 長	(平成30年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.575 月分
議 員	12月期 1.775 月分	
計	3.35 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成30年1月1日～平成30年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.7日 教育委員会（県立学校教員含む）：13.1日
警察部局：9.2日 企業局：16.3日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成30年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	6 1	0 1	0 0	290	3	0	0
女性職員	207 289	37 27	3 2	202	194	6	0
合計	213 290	37 28	3 2	492	197	6	0

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成30年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	7	7		

(4) 介護時間の取得状況 (平成30年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	0						

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (平成30年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 0		

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (平成30年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
取得者数	4 0	4 0			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (平成30年度)

修学部分休業の取得者数	0 0	高齢者部分休業の取得者数	0 0
-------------	--------	--------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(平成30年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		162		162	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(平成30年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			162		162	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			162		162	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(平成30年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
3	0	1	1	5

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(平成30年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1				1
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2				2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)			1	1	2
合 計	3		1	1	5

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成30度)

任命権者	件数
知事	5
教育長	111
警察本部長	6
公営企業管理者	0
合計	122

(3) 退職管理の状況

(平成30度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(平成30年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	68	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	623
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	393
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	591
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	16

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(平成30年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開催
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(平成30年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,591人 教育委員会：1,385人 警察部局：1,263人 企業局：37人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,402人 教育委員会：1,194人 警察部局：701人 企業局：63人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラスマ等	知事部局：364人 教育委員会：113人 警察部局：268人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：73人 教育委員会：26人 警察部局：533人 企業局：10人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(平成30年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,200人	平成31年1月23日 ～1月27日	来場者数 332人 出品点数 191点	451,470円
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合 (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,769人 2,142人	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	参加者数 延 6,308人	12,128,000円 11,200,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	2,017人	平成31年1月16日 ～1月21日	来場者数 354人 出品点数 60点	330,930円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会を、(警)とは警察本部をいう。

● 平成三十年度における人事委員会の業務の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定によ
り人事委員会から平成三十年度における人事委員会の業務の状況について報告があつた
ので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月13日	5月26, 27日	7月9, 10日	7月20日
大学卒業程度	6月24日	[1回目] 7月8日 [2回目] 7月29日～ 8月1日	—	8月17日
高校卒業程度・ 学校職員	9月23日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月27, 28日	—	11月5日
民間企業等職務 経験者	9月16日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月27日	—	11月5日
警察官(第2回)	9月16日	10月6, 7日	11月17, 18日	11月30日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	39	633	303	47.9	164	39	7.8
大学卒業程度	101	710	587	82.7	212	98	6.0
高校卒業程度	5	45	40	88.9	17	9	4.4
学校職員	12	244	207	84.8	51	20	10.4
民間企業等 職務経験者	3	102	68	66.7	24	5	13.6
警察官 (第2回)	33	559	206	36.9	135	29	7.1
合 計	193	2,293	1,411	61.5	603	200	7.1

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発 表 日
身障者選考	9月23日	10月23日	—	11月5日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	1	6	5	83.3	5	2	2.5

② その他の選考試験の実施状況

職 種		採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	1回目	1	0	—	—
	2回目		1	1	1
獣医師 (農政)	1回目	3	2	2	1
	2回目		2	2	1
言語聴覚士	1回目	2	0	—	—
	2回目		0	—	—
研究 (化学)		1	1	1	1
消防教官		1	1	1	1

③ その他の採用選考の実施状況

一 般 職 員						警 察 官	
職	部局	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部
	部長及びその相当職		3	0	0	0	
課長及びその相当職		5	1	0	0	6	警 部
課長補佐及びその相当職		0	22	2	0	24	警 部 補
係長及びその相当職		1	2	0	0	3	巡 査 部 長
上記以外		4	5	0	0	9	巡 査 等
合 計		13	30	2	0	45	合 計

(3) 任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	総務部 情報政策課	情報システム専門監	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	採用
知 事	観光部	観光推進監	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	採用
知 事	産業労働部 峡南高等技術専門校	副主幹	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	採用

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			169	26	26	15
警部（専門）			18	6	6	2
警部補（一般）			212	46	46	34
警部補（専門）			14	8	8	4
巡査部長（一般）	348	139	168	68	68	49
巡査部長（専門）			11	4	4	2

② 選考による昇任

職	一般職員					警察官	
	部局	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部
部長及びその相当職	36	2	2	2	42	警視	15
課長及びその相当職	61	7	1	5	74	警部	13
課長補佐及びその相当職	108	19	4	5	136	警部補	8
係長及びその相当職	76	9	6	4	95	巡査部長	0
上記以外	180	37	12	6	235	巡査等	0
合計	461	74	25	22	582	合計	36

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A) - (B)
380,580円	379,934円	646円(0.17%)

※平成30年4月分給与

イ 公民特別給の較差

- 平成29年8月から30年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.03月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.43月	4.40月

ウ 給与改定について

(ア) 月例給

- 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定する必要がある。
- 宿日直手当 人事院勧告に準じて改定する必要がある。
- 扶養手当 国及び他の都道府県における状況を考慮した特例措置を講じ、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における、配偶者に係る手当額を10,000円から6,500円に引き下げる必要がある。
- 地域手当 国の支給割合や他の都道府県における支給割合の設定状況を総合的に勘案し、職員の給与水準を維持することを前提に支給割合を見直す

必要がある。

県内の公署に勤務する職員の支給割合を 3.5%から 2.75% (△0.75%) とし、併せて改定後の給料表の月額に、一定の率 (0.75%) を乗じて得た額を加算する必要がある。

(イ) 特別給 (期末手当及び勤勉手当)

- ・ 民間の支給割合 (4.43 月) との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえた上で、人事院勧告に準じて年間支給月数を 0.05 月引き上げる必要がある。
- ・ 年間支給月数 4.40 月 → 4.45 月 (0.05 月分)

② その他の給与上の課題

- ・ 地方公務員法及び地方自治法が改正され、平成 32 年 4 月 1 日から新たに制度化される「会計年度任用職員」には、地方公務員法の各規定が適用され、職務給の原則、均衡の原則等に基づく給与を支給することが求められるため、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、適切に対応することが必要である。

③ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請する。

(2) 勧告

① 勧告日

平成 30 年 10 月 18 日

② 実施時期

- ア 給料表、初任給調整手当、宿日直手当 平成 30 年 4 月 1 日
- イ 扶養手当、地域手当 平成 31 年 4 月 1 日
- ウ 特別給 (期末手当及び勤勉手当) 平成 30 年 12 月 1 日

③ 勧告内容

ア 給料表

(ア) 行政職

- ・ 人事院勧告に準じて改定すること。
- ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、1,500 円程度の引き上げを基本に改定すること。
- ・ 若年層についても 1,000 円程度の引上げ、その他は、400 円の引き上げを基本に改定すること。

(イ) その他の職

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

イ 初任給調整手当

- ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 414,800 円とすること。
- ・ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,800 円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

- ・ 一般職員

		6 月期	12 月期
30 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.900 月	0.950 月←0.900 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.100 月	1.150 月←1.100 月
31 年度以降	期末手当	1.300 月	1.300 月
	勤勉手当	0.925 月	0.925 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.100 月	1.100 月
	勤勉手当	1.125 月	1.125 月

・ 再任用職員

		6 月期	12 月期
30 年度	期末手当	0.650 月	0.800 月
	勤勉手当	0.425 月	0.475 月←0.425 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.550 月	0.700 月
	勤勉手当	0.525 月	0.575 月←0.525 月
31 年度以降	期末手当	0.725 月	0.725 月
	勤勉手当	0.450 月	0.450 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.625 月	0.625 月
	勤勉手当	0.550 月	0.550 月

・ 特定任期付職員

		6 月期	12 月期
30 年度	期末手当	1.650 月	1.700 月←1.650 月
31 年度以降	期末手当	1.675 月	1.675 月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 長時間労働の是正
 - イ 家庭と仕事の両立支援
 - ウ 年次有給休暇の取得促進
 - エ メンタルヘルス対策
 - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 定年の段階的な引上げ

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新 要 規 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)		
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	1	0	1	0	0	0	1	1	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	1	1	0	

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成 29 年審第 1 号	知事	懲戒免職	平成 30 年 6 月 21 日	棄却

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 ・サービス関係	厚生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハラ・ パワハラ・ いじめ関係	合計
件数	1	0	0	0	0	1	2

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市
- 二 調査を行った時期 平成二十七年七月三十日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市大字千田の一部
- 五 認証年月日 令和元年九月二十日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下千二十九の二の一部及び千二十九の五の一部並びに字出口道下千七十二の十の一部、千八十五の二、千八十五の三、千八十六の一部、千八十八の二の一部、千八十八の三、千八十八の四の一部、千八十九の二、千八十九の三の一部、千八十九の四の一部、千八十九の九の一部、千九十の二の一部、千九十の三の一部、千九十の八の一部及び千九十五の二の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 権田与志広